

R06 熊総第 003051 号

令和 7 年 3 月 1 2 日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町行政不服審査会

会長 西野 弘一

答申書の交付について

行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく下記の諮問について、別添答申書を交付します。

記

審査請求事件名

令和 6 年 9 月 1 8 日付けで熊取町長が行った身体障害者手帳交付申請却下（交付しないこと）にかかる処分についての審査請求

(別添)

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、次のとおりである。

(1) 医師が作成した診断書等の意見欄に障害の程度が「4級相当に該当する」と記載されていたにもかかわらず、却下通知の中で「該当しない」に書き換えられていたこと、また、審査請求人に診断書等を書き換えた旨の連絡もないまま却下の処分を行ったことは不当である。

(2) 障害程度等級の判断において活動能力の程度が「イ」であり、かつ、審査請求人自身に心筋梗塞の既往歴があるため、心電図に「陳旧性心筋梗塞」の所見がある。「心臓機能障害等級表と診断のポイント」という資料によると、上位等級の心電図の所見である「陳旧性心筋梗塞」を4級の障害判断において採用可能であると記載されていることから、4級相当と判断すべきである。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の主張は、次のとおりである。

(1) 提出された身体障害者診断書・意見書（心臓機能障害用）（以下「診断書等」という。）の意見欄では「障害に該当する」となっているが、所見等の内容が「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成15年1月10日付障発第0110001号、以下「認定基準」という。）の基準を満たしておらず疑義が生じたため、「身体障害者手帳に係る交付手続及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成

21 年 12 月 24 日付障発 1 2 2 4 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部長発通知、以下「厚生労働省通知」という。)における「都道府県知事は、申請時に提出された診断書・意見書に疑義又は不明な点がある場合は、必要に応じて、診断書・意見書を作成した医師に対して申請者の障害の状況につき照会するものとする」との記載に基づき、当該疑義に係る照会のため医師へ診断書等を返却した。照会の結果、診断書等の意見欄が「障害に該当しない」と訂正された診断書等が提出された。身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）第 5 条には「その（申請された）障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない」と規定されていることから、大阪府社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会身体障害者審査部会に諮問したところ、「心臓機能障害」に該当せず、身体障害者手帳の交付対象とはならない旨の答申を得たことにより、却下処分を決定した。

(2) 令和 6 年 12 月 11 日に実施された口頭意見陳述の際に審査請求人が提出した資料『心臓機能障害等級表と診断のポイント』は、東京都心身障害者福祉センターが作成した身体障害者福祉法第 15 条指定医講習会の資料（抜粋）の心臓機能障害編の一部であることから、資料作成元である東京都心身障害者福祉センター障害認定課障害者手帳担当に問合せをしたところ、「上位等級である a～h の所見も採用可能である」とはあくまでも心電図所見による判断を行う際に採用可としているものであり、活動能力の程度が「イ」である場合の臨床所見では該当しない旨の回答を得た。

第 3 審理員意見書の要旨

審理員意見書の要旨は、次のとおりである。

(1) 処分庁は、審査請求人に対する身体障害者手帳の交付にかかる審査について疑義が生じたため、厚生労働省通知に基づき医師への照会を行い、また照会の結果、意見欄が障害に該当しないと訂正されたことから、認定しない場合には施行令第 5 条の規定により大阪府社会福祉審議会へ諮問の上、却下している。これは国によって示された身体障害者手帳の交付手続に則ったものであり、何ら違法又は不当な点は認められない。

(2) 意見書等については (1) の疑義が生じたことによる医師への照会の結果、「該当する（4 級相当）」から「該当しない」に訂正されたことは事実である。なお、『該当する（4 級相当）』とした診断書等の意見欄には「患者本人の切望により申請」している旨、また『該当しない』とした診断書等の意見欄には「該当しないと考える」との記載がある。

(3) 書き換えられた事実についての説明が無いとの主張については、双方の主張を裏付ける資料は確認できなかったが、厚生労働省通知において、医師への照会に関する申請者への説明は求められておらず、違法又は不当とまでは言えない。

(4) 審査請求人が、4級相当と判断すべき根拠として提出した東京都心身障害者福祉センター作成の身体障害者福祉法第15条指定医講習会資料『心臓機能障害等級表と診断のポイント』88ページ「※4級については、上位等級のa～hの所見も採用可能である。」との記載について当該センターに確認したところ、診断書等の活動能力の程度が（ウ）である場合に心電図所見として採用することを可能とする趣旨のただし書きであるとの回答であった。審査請求人の診断書等における活動能力の程度は（イ）であることから、4級相当と判断するには心臓浮腫の所見が必要となり、4級相当と判断すべきという審査請求人の主張を認めることはできない。

第4 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は、審理員意見書と同旨であり、本件審査請求を棄却すべきとしている。

第5 調査審議の経過

令和7年1月17日	諮問書の受理
令和7年2月6日	審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、違法又は不当と認められる点は窺われない。

2 本件処分の適法性・妥当性について

(1) 審査請求人が主張するとおり、医師が作成した診断書等の意見欄には「障害に該当する」と記載されていたが、医師への照会の結果、当該医師により「該当しない」に訂正されたものであり、当初、診断書等の意見欄は「該当する（4級相当）」であった。しかし

ながら、厚生労働省通知には「申請時に提出された診断書等に疑義又は不明な点がある場合は、必要に応じて診断書等作成した医師に対して申請者の障害の状況につき照会するものとする」とされており、処分庁による医師への照会、また照会を受けた医師による訂正等について違法又は不当な点は認められない。一方、医師あるいは処分庁から審査請求人へ意見書等の訂正があったことの説明がされておらず、本審査請求がなされた理由の一つとなっている。

(2) 認定基準によると、心臓機能障害における4級相当の認定は、

①心電図所見において心房細動（粗動）、期外収縮、STの低下が0.2mV未満又は運動負荷心電図におけるSTの0.1mV以上の低下のいずれかの所見があり、かつ活動能力の程度が（ウ）の者

②臨床所見で心臓浮腫があり、かつ活動能力の程度が（イ）の者

③ペースメーカー等の植え込みがクラスⅡの相対適応者で運動メッツが4以上の者

のいずれかに該当することとされている。審査請求人の診断書等は活動能力の程度が（イ）であり、心臓浮腫の臨床所見がないことから、認定基準における4級の基準を満たしていない。これは（1）で述べた医師への照会を行った理由でもある。

(3) 法施行令第5条には申請が障害に該当しないと認める場合、また、厚生労働省通知の第一2(3)においては医師への照会によっても障害に該当するか否かについて疑いがある場合は地方社会福祉審議会に諮問することとされ、本事件においては大阪府社会福祉審議会に諮問、答申を経たうえで処分を行っており、手続きに違法、不当な点は認められない。

(4) 審査請求人が提出した東京都心身障害者福祉センター作成の身体障害者福祉法第15条指定医講習会資料『心臓機能障害等級表と診断のポイント』の4級の認定において「上位等級であるa～hの所見も採用可能」との記載については、診断書等の活動能力の程度が（ウ）である場合に心電図所見として採用することを可能とする趣旨のただし書きであることが認められ、審査請求人の診断書等における活動能力の程度は（イ）であることから、4級相当と判断するには心臓浮腫の所見が必要となり、当該資料を根拠に4級相当と判断すべきという審査請求人の主張を認めることはできない。

(5) 以上の点から、処分庁が行った処分に関して特に違法又は不当な点は認められず、本審査請求には理由がないから、これを棄却するのが相当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

3 付言

審査請求人は本審査請求の理由を「医師が作成した診断書、意見書の意見欄に障害のていどが4級相当にがいとうすると記載されているにもかかわらず、がいとうしないに書きかえられていた。」(原文ママ)と審査請求書、反論書において主張した。これは審査請求人の行政に対する不信の現れと考えられる。

身体障害者手帳の認定においては、法令、または通知などにおいてその手続きが詳細に規定されており、意見書等の内容に疑義が生じた場合は医師への照会を行うものとされているところである。本件は、処分庁において意見書等の内容について疑義が生じたため医師へ照会したところ、医師が最終的に意見書等の訂正を行ったものであるとはいえ、その内容に大きな変更が生ずるなどした場合は、審査請求人に対し事前に十分な説明を行うなど丁寧な対応をお願いしたい。

第7 審査会委員

実施機関の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏名	役職名	備考
西野 弘一	弁護士	会長
清弘 正子	大学准教授	副会長
橋本 匡弘	弁護士	
片山 直子	大学教授	
松本 淳	大学院教授	